令和５年第３回

対馬市議会定例会議案

対　馬　市

目　　次

承認第 ９ 号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度対馬市一般会計補正予算（第３号））----------５別冊

報告第 ５ 号　令和４事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について----------７別冊

報告第 ６ 号　令和４事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について----------９別冊

報告第 ７ 号　令和４事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について---１１別冊

報告第 ８ 号　令和４事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について----------１３別冊

報告第 ９ 号　令和４事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について----------１５別冊

報告第１０号　令和４事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について---１７別冊

報告第１１号　令和４年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について----------１９

認定第 １ 号　令和４年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について----------２１別冊

認定第 ２ 号　令和４年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について----------２３別冊

認定第 ３ 号　令和４年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について------２５別冊

認定第 ４ 号　令和４年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について---２７別冊

認定第 ５ 号　令和４年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について----------２９別冊

認定第 ６ 号　令和４年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について----------３１別冊

認定第 ７ 号　令和４年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について----------３３別冊

認定第 ８ 号　令和４年度対馬市水道事業会計決算の認定について----------３５別冊

議案第５１号　令和５年度対馬市一般会計補正予算（第４号）----------別冊

議案第５２号　令和５年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）----------別冊

議案第５３号　対馬市税条例の一部を改正する条例----------３７

議案第５４号　対馬市火災予防条例の一部を改正する条例----------３９

議案第５５号　対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例----------４３

議案第５６号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について----------５１

承認第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

処分事項

令和５年度対馬市一般会計補正予算（第３号）

報告第５号

令和４事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人厳原愛育会の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第６号

令和４事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、株式会社まちづくり厳原の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第７号

令和４事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人対馬市農業振興公社の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第８号

令和４事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人対馬地域商社の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第９号

令和４事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人対馬栽培漁業振興公社の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第１０号

令和４事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人対馬市国際交流協会の令和４事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

報告第１１号

令和４年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和４年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

１　健全化判断比率（法第３条関係）　（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	７．７	１４．８
早期健全化基準	（ １２．６５ ）	（ １７．６５ ）	（ ２５．０ ）	（ ３５０．０ ）
財政再生基準	（ ２０．００ ）	（ ３０．００ ）	（ ３５．０ ）	－

備考　実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値なし。

２　資金不足比率（法第２２条関係）　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－
旅客定期航路事業特別会計	－
集落排水処理施設特別会計	－

備考　資金の不足額がない会計は、資金不足比率は数値なし。

認定第１号

令和４年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第２号

令和４年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第３号

令和４年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第４号

令和４年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第５号

令和４年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第６号

令和４年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第７号

令和４年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和４年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

認定第８号

令和４年度対馬市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和４年度対馬市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第５３号

対馬市税条例の一部を改正する条例

対馬市税条例（平成１６年対馬市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第７項中「２分の１」を「３分の２」に改め、同条第２３項中「３分の２」を「３分の１」に改め、同条第２４項中「３分の２」を「４分の３」に改め、同条第２６項中「２分の１」を「３分の１」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第５４号

対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

対馬市火災予防条例（平成１６年対馬市条例第２１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１３条第３項を次のように改める。

３　第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１３条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１１条の２第１項第４号」に改める。

第４４条第１３号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第３厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ･グリル付こんろ･グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ･グリル付こんろ･グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ･グリル付こんろ･グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ･グリル付こんろ･グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	－	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	－	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	－	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	－	80	30	－	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800 ℃以上のもの	－	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	－	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	－	100	50	100	50	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の対馬市火災予防条例（以下「新条例」という。）第１３条第１項に規定

する蓄電池設備（附則第４項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第１１条第１項第３号の２（新条例第８条の３第１項及び第３項、第１１条第３項、第１２条第２項及び第３項並びに第１３条第２項及び第４項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第１３条第１項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第１３条第１項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　新条例第１３条第１項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して２年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第５５号

対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第１１項及び第１４３条第１５項の規定に基づき、対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における法第１４１条第１項に規定する選挙運動用自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第６号に規定する選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第１４３条第１項第５号に規定する選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

（自動車の使用の公営）

第２条　対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第６条に定める額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、市に帰属することとならない場合に限る。

（自動車の使用の契約締結の届出）

第３条　前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第２号に規定する契約を締結する場合には、

当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において、自動車の使用に関し有償契約を締結し、対馬市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（自動車の使用の公費の支払）

第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（１）　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において一般運送契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が６４，５００円を超える場合には、６４，５００円）の合計金額

（２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　当該契約が自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において自動車借入契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指

定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１６，１００円を超える場合には、１６，１００円）の合計金額

イ　当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、７，７００円に当該候補者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第１００条第４項又は第１２７条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第１００条第５項の規定による告示の日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ　当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該自動車の運転手（同一の日において２人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が１２，５００円を超える場合には、１２，５００円）の合計金額

（自動車の使用の契約の指定）

第５条　前条の場合において、自動車の使用に関し、同一の日につき同条第１号に定める契約と同条第２号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（自動車の使用の公費負担の限度額）

第６条　第２条の規定により、自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、６４，５００円にその者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（ビラの作成の公営）

第７条　候補者は、第１０条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第８条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において、ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費の支払）

第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当

該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（ビラの作成の公費負担の限度額）

第１０条　第７条の規定により、ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、７円７３銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（ポスターの作成の公営）

第１１条　候補者は、第１４条に定める額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

（ポスターの作成の契約締結の届出）

第１２条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において、ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ポスターの作成の公費の支払）

第１３条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５４１円３１銭に当該選挙における

ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第１１条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（ポスターの作成の公費負担の限度額）

第１４条　第１１条の規定により、ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、単価の限度額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、第４条、第９条及び第１３条の支払の請求の手続その他必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

議案第５６号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和３７年法律第８８号)第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和５年９月１２日提出

対馬市長　比田勝　尚喜

総　合　整　備　計　画　書　(案)

長崎県対馬市厳原町厳原辺地
（辺地の人口　4,651　人　　面積　12.8 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称	厳原町北里、東里、西里、桟原、宮谷、日吉、天道茂、中村、今屋敷、田渕、大手橋、国分、久田道、久田
②地 域 の 中 心 の位 置	対馬市厳原町田渕781番地
③辺 地 度 点 数	157　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 事業主体名		事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市	24,077	0	24,077	24,000
合計		24,077	0	24,077	24,000

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市厳原町椎根辺地
（辺地の人口　　129　人　　面積　11.6 ㎢）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　厳原町椎根

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市厳原町椎根284番地

③辺 地 度 点 数　　329　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	24,077	0	24,077	24,000
合計		24,077	0	24,077	24,000

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市美津島町尾崎辺地
（辺地の人口　　173　人　　面積　　4.4 ㎢）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　美津島町尾崎

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市美津島町尾崎330番地4

③辺 地 度 点 数　　313　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○集会施設
　当施設は、地区の集会施設として地区の会議や高齢者の健康体操など多様な主体が活用しており地区の避難所としても指定を受けている。
　しかし、築50年以上が経過しており、現在の老朽化状況を鑑みると改修による施設寿命の延長は困難であるため、本事業により新築し、地域住民の学習、交流、レクリエーション活動の拠点及び地域住民の避難場所を確保することにより、地域住民の心身の健康保全と、安全安心の向上を目指すことはもとより、避難所施設を拠点とした地域防災組織の設立など地域防災機能の向上に努め地域の活性化を図る。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
集会施設	市	87,040	43,520	43,520	43,500
合計		87,040	43,520	43,520	43,500

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市美津島町鴨居瀬辺地
（辺地の人口　　301　人　　面積　　6.1　Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　美津島町鴨居瀬、赤島

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市美津島町鴨居瀬185番地

③辺 地 度 点 数　　300　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市	24,077	0	24,077	24,000
合計		24,077	0	24,077	24,000

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市上県町佐須奈辺地
（辺地の人口　　817　人　　面積　15.9 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　上県町佐須奈、佐護東里、西津屋

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市上県町佐須奈乙948番地

③辺 地 度 点 数　　272　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	24,077	0	24,077	24,000
合計		24,077	0	24,077	24,000

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市上対馬町浜久須辺地
（辺地の人口　　274　人　　面積　19.7 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　上対馬町浜久須、冨浦、唐舟志、大増、玖須

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市上対馬町浜久須254番地

③辺 地 度 点 数　　283　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設
　中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第 459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

３．公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市	910,000	455,000	455,000	277,400
合計		910,000	455,000	455,000	277,400

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市厳原町大調辺地
（辺地の人口　　204　人　　面積　17.4 ㎢）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　厳原町久根田舎、久根浜、上槻

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市厳原町久根田舎841番地

③辺 地 度 点 数　　365　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　各地区に配備の消防団積載自動車が、老朽化により小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるものである。

○スクールバス
**　現在使用中のスクールバスは、久根浜・久根田舎・上槻・椎根地区の児童生徒が金田小学校及び厳原中学校への登下校時に利用しているが、平成15年に購入したもので20年が経過しており、大雨での浸水や老朽化により故障が多発し、運行に支障が出ている。**
**　このため、更新し児童生徒の安全な通学環境の整備を図る。**

３．公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	16,136	0	16,136	16,100
スクールバス	**市**	**10,142**	**1,480**	**8,662**	**8,600**
合計		**26,278** （16,136）	**1,480** （0）	**24,798** （16,136）	**24,700** （16,100）

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市厳原町下原辺地
（辺地の人口　　322　人　　面積　35.6 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　厳原町下原、床谷、日掛、上山、樫根

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市厳原町下原515番地19

③辺 地 度 点 数　　294　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○橋りょう
　林道シワカウ線1号橋は、林道開設後の時間経過に伴い、橋梁の劣化が進み、剥離による鉄筋露出が発生していることから、橋梁の補修工事を行い通行者の安全を確保する。

○林道
　林道有明線は平成12年度に完成し、283haの受益を持つ林道であるが、未舗装区間が多く、降雨時には路盤材の流出及び路床の洗堀が繰り返されて、トラック等での通行が不可能となり林業施業に支障を来している状況である。舗装施工により森林所有者の通行の安全を確保し森林施業の推進を図る。

○林道
**　林道シワカウ線は厳原町樫根に位置し市道久田日掛線を起点とする路線で、未舗装の路面は降雨時に路盤の流出等が激しく、維持管理の負担が年々増加しているため、路盤工と排水工の改良を行い維持管理の軽減を図る。**

３．公共施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
橋りょう	市	23,015	11,500	11,515	11,500
林道	市	12,502	6,251	6,251	6,200
林道	**市**	**74,550**	**35,500**	**39,050**	**38,900**
合計		**110,067** （35,517）	**53,251** （17,751）	**56,816** （17,766）	**56,600** （17,700）

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市美津島町小船越辺地
（辺地の人口　　148　人　　面積　　4.0 ㎢）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　美津島町小船越

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市美津島町小船越389番地8

③辺 地 度 点 数　　277　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　施設の老朽化及び車両適正配備計画に基づき消防団拠点施設を建設し、消防防災拠点機能の維持、地域の消防機動力の向上及び消防力の強化を図る。

○消防施設
**　現在配備の小型動力ポンプ付普通積載自動車は購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念されること、又消防団車両適正化計画により、小型動力ポンプ付普通積載自動車から消防ポンプ自動車へ変更し新規配備することで、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。**

３．公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	53,091	0	53,091	53,000
消防施設	市	**20,467**	**0**	**20,467**	**20,400**
合計		**73,558** (53,091)	**0** (0)	**73,558** (53,091)	**73,400** (53,000)

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市美津島町吹崎辺地
（辺地の人口　　151　人　　面積　13.9 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　美津島町箕形、吹崎、加志

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市美津島町吹崎169番地

③辺 地 度 点 数　　292　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設
　中西部簡易水道は、昭和42年に創設し、昭和55年に、箕形地区と統合し、事業を行い現在に至っているが、施設の老朽化が著しく安定供給に苦慮している現状であるため、本事業を実施し、清浄にして安定した水の供給を図る。

○消防施設
**　本事業は対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。**
**　水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。**

３．公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間　　（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
簡易水道施設	市	680,000	340,000	340,000	170,000
消防施設	**市**	**11,650**	**0**	**11,650**	**11,600**
合計		**691,650** （680,000）	**340,000** （340,000）	**351,650** （340,000）	**181,600** （170,000）

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市豊玉町仁位辺地
（辺地の人口　1,052　人　　面積　10.7 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　豊玉町仁位

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市豊玉町仁位1295番地1

③辺 地 度 点 数　　237　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○診療施設
当市の診療所では、医療機器の耐用年数を大幅に超えているため故障が頻発している。豊玉診療所（仁位辺地）の全自動赤血球計数・免疫反応測定装置、仁田歯科診療所（仁田辺地）の歯科ユニット、佐須奈診療所（佐須奈辺地）のＸ線一般撮影システムを導入することにより医療の環境を整備し、住民に安心安全な医療の提供をすることで生活水準の格差の是正を図る。

○消防施設
現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。
また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

○診療施設
現在豊玉診療所のレントゲン撮影装置は、設置してから16年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過して使用している。保守部品の供給期間が令和2年3月末をもって終了になったため、今後故障が発生した場合には部品の入手が困難であり、修理不能となる恐れがある。正常に使用できる状態を維持し、住民に安心安全な医療を提供することで生活水準の格差の是正を図る。

○診療施設
豊玉診療所のヘモグロビン分析装置は、耐用年数4年のところ約9年が経過しており、故障した際に修理できない可能性がある。当機器は糖尿病の診療に欠かせない機器であり、健康診断の受診者全員にも使用する重要な検査機器であるため更新する。

○消防施設
平成19年度に導入し、消防署中部支署に配備中の高規格救急自動車が老朽して、市民の生命、身体を守るための救急業務の安全及び機能の低下が懸念されることから、救急救命に対する付託に応じるため車両を更新する。

３．公共施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	市	7,700	3,850	3,850	3,800
消防施設	市	82,818	0	82,818	82,800
診療施設	市	5,500	2,750	2,750	2,700
診療施設	市	5,830	2,915	2,915	2,900
消防施設	**市**	**31,829**	**0**	**31,829**	**31,800**
合計		**133,677** (101,848)	**9,515** (9,515)	**124,162** (92,333)	**124,000** (92,200)

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市峰町三根辺地
（辺地の人口　　525　人　　面積　25.7 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　峰町三根

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市峰町三根3番地103

③辺 地 度 点 数　　263　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

本事業は、対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

簡易水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○簡易水道施設

三根地区簡易水道は、昭和33年に三根簡易水道として創設され、その後昭和62年、平成3年、平成12年、平成15年に、近隣地区との統合事業を実施し運用しているが、近年、管の老朽化による漏水とそれによる断水の頻発、また機械・設備の経年劣化による故障事故により、水の安定供給・施設の維持管理業務に苦慮している現状にあるため、本事業の実施により老朽管ならびに老朽設備の改良を行い、有収率の向上と、水の安定供給を図る。

○林道

林業専用道田口サエ線は対馬市の中央部に位置し市道三根田口隈線を起点とする路線で、利用区域面積46haのうち人工林は15haで33％を占めている。しかし現在は路網の整備がなされていないため、木材の搬出にも苦慮している状況である。当路線の開設により利用区域内の除間伐施行計画の推進と伐採木の搬出を実施する。

３．公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間　　（単位：千円）

施設名 ＼ 事業主体名 ＼ 区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	**11,650** （ 5,214 ）	0 （ 0 ）	**11,650** （ 5,214 ）	**11,600** （ 5,200 ）
簡易水道施設	市	**490,000** （ 480,000 ）	**245,000** （ 240,000 ）	**245,000** （ 240,000 ）	**122,500** （ 120,000 ）
林道	**市**	**47,250**	**27,450**	**19,800**	**19,800**
合計		**548,900** （ 485,214 ）	**272,450** （ 240,000 ）	**276,450** （ 245,214 ）	**153,900** （ 125,200 ）

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市上対馬町泉辺地
（辺地の人口　　878　人　　面積　　7.9 Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　上対馬町泉、西泊、古里

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市上対馬町古里505番地

③辺 地 度 点 数　　249　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　本事業は、対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。
　簡易水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○簡易水道施設
　中央地区簡易水道は昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況にあり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

３．公共施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで5年間　　（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	13,500	0	13,500	13,500
簡易水道施設	市	**910,000** （445,138）	**455,000** （222,569）	**455,000** （222,569）	**227,400** （111,200）
合計		**923,500** （458,638）	**455,000** （222,569）	**468,500** （236,069）	**240,900** （124,700）

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　(案)

長崎県対馬市上対馬町比田勝辺地
（辺地の人口　　887　人　　面積　　5.4　Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　上対馬町比田勝、網代

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市上対馬町比田勝832番地3

③辺 地 度 点 数　　239　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
　現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。
　また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

○簡易水道施設
**　中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第 459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。**

○消防施設
**　本事業は対馬市水道局が行う簡易水道基幹改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。**
**　水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。**

３．公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間　　（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 ／ 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	市	73,248	0	73,248	73,248
簡易水道施設	**市**	**910,000**	**455,000**	**455,000**	**227,400**
消防施設	**市**	**11,650**	**0**	**11,650**	**11,600**
合計		**994,898** (73,248)	**455,000** (0)	**539,898** (73,248)	**312,248** (73,248)

※（　）書きは変更前の金額

総　合　整　備　計　画　書　（案）

長崎県対馬市上対馬町一重辺地
（辺地の人口　　110　人　　面積　　7.5　Km²）

１．辺地の概況

①辺地を構成する町又は字の名称　　上対馬町一重

②地 域 の 中 心 の位 置　　対馬市上対馬町一重633番地

③辺 地 度 点 数　　378　点

２．公共施設の整備を必要とする事情

○林道
　林道一重線を起点とする延長2,500m、幅員3.5mの林業専用道で開設することにより利用区域内の除間伐及び伐採木の搬出が可能となり、森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営を図る。

３．公共施設の整備計画

平成31年度から令和5年度まで5年間　　（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	市	**274,000** （154,000）	**164,700** （91,500）	**109,300** （62,500）	**109,100** （62,200）
合計		**274,000** （154,000）	**164,700** （91,500）	**109,300** （62,500）	**109,100** （62,200）

※（　）書きは変更前の金額